

(第13号議案)

中野区長等の給料等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第4条 (略) (支給方法等)	第1条～第4条 (略) (支給方法等)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては <u>100分の164</u> 、常勤の監査委員にあつては <u>100分の142</u> 、12月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては <u>100分の169</u> 、常勤の監査委員にあつては <u>100分の146</u> を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては <u>100分の171.5</u> 、常勤の監査委員にあつては <u>100分の149.5</u> 、12月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては <u>100分の176.5</u> 、常勤の監査委員にあつては <u>100分の153.5</u> を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。
3・4 (略) 附 則	3・4 (略) 附 則
1～29 (略)	1～29 (略)
<u>30 令和4年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の10」とする。</u>	
別表 (略)  附 則 <u>この条例は、令和4年3月1日から施行する。</u>	別表 (略)

(参 考)

第5条関係  
 中野区長、副区長及び教育長

	3月	6月	12月	年間
現 行	25/100	171.5/100	176.5/100	373/100
改正案	25/100	164/100	169/100	358/100
差	0	△7.5/100	△7.5/100	△15/100

常勤の監査委員

	3月	6月	12月	年間
現 行	25/100	149.5/100	153.5/100	328/100
改正案	25/100	142/100	146/100	313/100
差	0	△7.5/100	△7.5/100	△15/100